

平成 27 年度 第 3 回西区自治協議会会議録

日時：平成27年6月26日（金）午後3：00～5：05

会場：西区役所健康センター棟 1 階大会議室

< 1 開会 >

（司会：山本補佐）

はじめに内野コミュニティ協議会選出の加藤委員でございますが、6月5日をもちまして、同協議会の構成員でなくなったことから、自治協議会の委員資格も喪失したため、退任される旨、届出がございましたので、この場でご報告をさせていただきます。これにより、委員総数が 35 名から 34 名に変更になっておりますことを、ここでご報告させていただきます。

< 2 議事（1）新任委員の推薦について >

（岩協会長）

本日はどうもお忙しいところありがとうございます。次第に沿って議事進行をしたいと思います。それでは議事の（1）新任委員の推薦についてです。事務局から説明願います。

（事務局：堀企画係長）

西区地域課、堀でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは本日お配りいたしました資料「新任委員について」をご覧ください。この度、西区社会福祉協議会から委員の推薦がございました。西区社会福祉協議会については、当初皆様と同じく、前期委員の任期満了に伴い、4月から新たに委員にご就任いただく予定でしたが、推薦委員の調整に時間を要したため、前期期間中においては推薦を見送り、この度都合整い、ご推薦いただいたものでございます。委員には資料記載のとおり、木村優子様との推薦状をいただきましたので、本日、本会にて承認をいただければ、速やかに西区自治協議会として市長あて推薦を行い、選任の手続きを整え、7月の本会で委嘱される見込みでございます。事務局からは以上でございます。

(岩協会長)

ありがとうございました。只今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

なければ原案のとおり市長へ推薦することよろしいですね。

— 異議なし —

(岩協会長)

異議なしとのことです。事務局で手続きさせていただきます。

< 2 議事 (2) 部会の状況報告 (通常部会・特別部会) >

(岩協会長)

続いて次第の(2)部会の状況報告です。第2回本会の後に、初めて部会が開催され、部会長、副部会長が決まりました。どの部会も今月のはじめに第2回の会議が開催されておりますので、その概要を各部会長より、簡潔にご報告していただきます。それでは第1部会からお願いいたします。

(笠原第1部会長)

第1部会は第2回会議を6月10日水曜日、午後1時30分から3時15分まで行いました。主な議事は、「1 第4期成果と課題について」で、資料に基づき事務局から説明がありました。「2 今後の検討課題について」では、「第4期 成果と課題」及び委員からの意見をもとに協議した結果、今後は防災・防犯を重点事項とし、この他、除雪・住環境・自然環境についても順次検討していくこととしました。委員から出された意見等は次のとおりです。

前期から積み残しがある部分について、検討した方がよい。これまでどのような協議がされてきたのか確認しながら、協議が前に戻らないようにすべきではないか。防災について連携すべきところは学校だけではないのではないかな。要援護者の方についても検討すべきだ。防犯について、地域には防犯組合など組織はあるが、機能できていない部分もある。これまで手を付けていなかったようなので、やってもよいのではないかな。通学路になっている道路の白線が消えかかっている。歩車道の区別を早急にすべきだ。高齢化が進み私道

の除雪が大変だ。除雪によって通学路が狭くなっているところもあるのではないか。区で行っている飛砂対策事業について、大学の研究結果を聞いてはどうか。次回第3回の開催日程については、7月7日火曜日、午後1時30分より、西区役所健康センター棟1階105会議室で行います。以上です。

(岩協会長)

ありがとうございました。只今のご報告について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。それでは第2部会の報告に入りたいと思います。第2部会の部会長、お願いします。

(郷第2部会長)

第2部会の部会長をしております郷です。よろしく申し上げます。第2部会は第2回の会議を6月11日午後3時から4時半まで、西区役所3階303会議室にて行いました。会議の次第は第4期の成果と課題について、そして今後の検討課題と高齢化をテーマとした講演会の開催について、次回の開催日程でした。最初に事務局から第4期の成果と課題について説明がありました。成果としてははじめをテーマとした講演会やワークショップの実施、「絵本を楽しむ秋のひととき」という親子・子育て世代を対象とした企画の実施、そして、高齢化という課題への取組として上野千鶴子さんの講演会実施や、地域包括支援システムについての自治協委員研修の開催の提案を行ったこと、さらには介護保険施設の状況を確認するための施設見学と施設職員との意見交換を行ったことの説明がありました。今回「絵本を楽しむ秋のひととき」は、初めて親子・子育て世代を対象とした企画だったので、これにはすごく大きな意味があったのではないかとということでありました。

第5期に申し送った課題としましては、地域包括ケアシステムや介護保険制度の理解を深めることと、高齢化をテーマとした講演会の継続、誰もが楽しめるスポーツ鬼ごっこの普及啓発、そして、親子・子育て世代を対象とした企画の継続、子育て支援事業計画への議論を深めることなど、たくさんありました。これらを受けて、私たちは検討課題について、前期からの継続委員と新任委員との間で様々な意見交換を行いました。委員から出された主な意見は、会議概要に記してあるとおりでございます。大きなところとしましては、自治協議会の提案事業の実施にあたってはたくさんのコミュニティ協議会の方に参加をお願いしていますが、その効果が地域に波及されているかどうか分かりにくいので、その辺りをフィードバックしていける方法を考えていくということが検討の大きな柱となっております。

りました。

前期に行ったいじめをテーマにした講演会とワークショップなど、今後もいじめについては取り組んでいった方がいいのではないかというお話もありましたが、これからはやはりいじめに関しては、学校関係者を巻き込んでいく方法を考えていき、少し視点を変えて参加者を募った方がいいのではないかという意見も出ていました。

スポーツ鬼ごっこについては、自治協議会の提案事業なのですが、この普及啓発に関して、やりやすい事業ではないかという議論を交わし、27年度にはスポーツ鬼ごっこの体験会と3級ライセンスの講習会を実施して、まず西区からスポーツ鬼ごっこの裾野を広げ、ワールドカップもあるということなので、西区からここに出場するぐらい盛り上げていこうという話になりました。次回の日程は7月9日午後3時から開催することに決めまして、高齢化をテーマにした講演会の役割分担ともう少し詳しい内容について話をする予定でございます。以上です。

(岩脇会長)

ありがとうございました。只今の報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(佐野委員)

佐野と申します。よろしくお願いたします。ちょうど今ほど郷委員から説明がございましたスポーツ鬼ごっこについて、ご提案申し上げたいと思います。私、有資格者審判員として一つご提言申し上げたいと思います。実は先週、五十嵐小学校におきまして一つ事業を行っておりまして、スポーツ推進委員は有資格者が数名おりますので、そのメンバーがユニットになりまして、ふれあいスクールにおきまして、教室をいたしました。その場に教育委員会の方が見学にお見えになりまして、できれば西区の全ての学校のふれあい事業で、この企画を進めていただけないかというご提案がございました。私たちスポーツ推進委員としまして、イベントの企画、運営、指導に関しましては長年の経験がございますので、いくらでもお請けできるということでお話申し上げてまいりました。ふれあいスクールの中で行うということは、時間も場所も決められておりますし、世話をする大人もおりますので、大変導入しやすい環境だと思っております。そこでできれば行政の皆様、教育委員会の方々と、こちらの担当は地域課の方々でしょうか。すりあわせをしていただきまして、

できれば西区の全ての学校のふれあい事業でこれが推進できるようにご検討いただきたい
と思います。以上です。

(岩協会長)

貴重な意見、ありがとうございました。これは廣澤委員の発案でございます。今の意見
をもとにして、この所管が第2部会でしたね。第2部会で、佐野委員のご意見を検討いた
したいと思っております。今言われた学校関係者が協力してくれるということになると、
非常にまた効果が期待できますので、その辺は第2部会の方でもう少し詰めていただけれ
ばと思います。いいですか、部会長。

(郷委員)

承知いたしました。今日、廣澤委員は遅れているのですが、今年度の西区のPTA連絡
協議会の研修会でも、このスポーツ鬼ごっこをテーマに取り組むという話をしていました
ので、協力しながら、準備をしていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございま
した。

(岩協会長)

では、よろしく申し上げます。先般、私第2部会にスポットで参加しました。昨年度の
事業で、いじめの問題について講演会等を行いました。学校側として、いじめは、言葉
としてうまくないと。やっぱり見方によっては違う意見があるなど、私もつくづく感心し
ましたが、これからもそういったところについて、検討していかなければだめだと思
いました。どうもありがとうございました。

それでは、第3部会の報告をお願いいたします。

(塩川第3部会長)

第3部会の部会長をしております塩川でございます。少し風邪を引いておりまして、聞
きづらい点が多々あると思っておりますが、お許し願いたいと思っております。今月の9日、3時から
4時55分まで部会を開きました。出席委員は書面のおりでございます。主な議事といた
しまして、第4期の成果と課題について、これは資料に基づいて事務局から説明があり、
前期は交通中心であったが、今期は観光・商工の議論を進めていく必要があるとともに、

平成 26 年度自治協議会提案事業である「佐潟クリーンアップ活動『潟普請』」について、今後一層盛り上げていくため、会場までの交通手段の確保と「葦焼き」の実現について研究を行う必要がある。特に葦焼きはできれば進めていきたいという皆さんの意見もございました。

2の今後の検討課題については、今期重点的に取り組む議題やテーマとして、各委員検討の上、次回以降の会議で決定することにいたしました。何にするか決まらなかったのもですから、次回再検討したいと思います。各委員から出された主な意見は下記のとおりでございます。これは少し長くなるので、読んでいただきたいと思います。

3の27年度西区自治協議会提案事業「西区の特産物・観光地カレンダー」について、これは資料に基づいて事務局から説明がありました。カレンダーについて1月発行を想定した場合の印刷最終期限など詳細なスケジュールの再精査を行うこととしました。次回の会議において、タイトルや形式など掲載内容について審議することにいたしました。委員から出された主な意見等は次のとおりでございます。写真にこだわらず、イラストを含めて検討したらどうか。新潟大学（学生）と連携したイラスト作成もできるのではないかと。

次回の第3回の開催について、7月7日火曜日3時から区役所 303 会議室で行います。議題は西区の特産物・観光地カレンダーについてです。その他はございませんでした。以上でございます。

(岩協会長)

ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(坂井委員)

公募委員の坂井です。私も3つの部会に全部出させていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。これからは時間があつたらできるだけ各部会に出たいと思っております。ただ出たときに感じたことをいくつかお話申し上げます。4点あります。第1点目ですが、お互いに大いに勉強して、地域住民の悩み事を解決できる自治協になろうということでもあります。少し部会でも申し上げましたけれど、この27年4月から、新潟市の「未来ビジョン」、総合計画が変わりまして、それに伴ってあらゆる計画が変わっているのです。各区でやられる行政も、区づくり事業みたいな独特なものもありますが、

8割ぐらいは市全体の方針でやるということになっておりますので、大いにそれも勉強して、市が全体をどうしようとしているかということを知った方がいいのではないかと、私は思っております。その点で部会ごとに、あんまりいっぱいやるとまずいから、3つぐらいずつこれは勉強した方がいいなと思っているので、提案しますので、ぜひ事務局で揃えてもらいたいと思っているものがあります。

第1部会では「新潟市地域防災計画」。これは全体800ページにのぼる膨大なものですから、全部でなく、第1部の総則と第2部の防災予防計画、ここについてどうか。それから2つ目が「新潟市環境基本計画」。これは環境問題の基本計画になります。それから3つ目が「佐潟周辺自然環境保全計画」。これは地元の西区の問題でありますから、この3つが第1部会かどうかということでもあります。

第2部会は、「新潟市地域包括ケア計画」。これは第2部会でこの2年間、地域包括ケア対策を作っていくということになりますので、新潟市の基本ですから、これをぜひ勉強したらどうか。それから「新潟市地域福祉計画」、それから3つ目は教育がこの部会の所管になっておりますが、「新潟市教育ビジョン」、これは27年4月からできましたので、この3つはぜひそろえて勉強したらどうか。

私が入っている第3部会ですが、一つは「新潟市農業構想」、これも27年4月に出發しましたのでこれと、西区にかかわるやつでは「生活交通改善プラン」それから「拠点商業活性化推進事業計画」、それからこれは文章ではないのですけれど、「新潟市中小企業振興基本条例」というのが去年の6月に決まりましたので、これをそろえてぜひ勉強していったらどうか。

そのほかに共通の問題として「地域（区）における自治の深化に向けて」というのが、今作られています。これか「新潟市協働の指針」どちらかをぜひ勉強して、もちろん市の言っていることに全部賛成する必要はないわけで、反対なら反対だと考えればいいわけですから、お互い勉強して、解決できる自治協になろうというのが一つ提案であります。何か、新米委員のくせに少しくるさいというか、だったら勘弁してください。

2つ目が、自治体職員も、我々も問題解決に当たっていかうという提案であります。どうということかと言いますと、一番分かりやすいのは除雪の問題なのですが、去年の議事録をずっと読ませていただきまして、実は新潟市の西区は8区の中で市道の除雪率が一番低いのです。57パーセントぐらい。去年の10月1日ですから、その後はよく分かりませんが、機械は西蒲区より多いのに除雪する距離は少ないのです。これを、何とかしてほしいけれ

ど、新潟市にすると市道も除雪できないのに、自治協では私道を何とかしてくれと言っている。市の対応は、私道はみな私的なものですから、市が一切できませんということですが、少しでも何十年かかってもいいからやってもらえないかという話になっていますが、実は市道でも狭い道路はあります。例えば浦山の産業道路から西大通りに出るところとか、五十嵐2の町、寺尾西の辺りとかは大きいショベルカーでは入れない。雪の捨て場もない。ショベルカーで人の家に雪を寄せると、文句を言うけれど、みんなで隣近所の人が了解し合って、手押し除雪で雪を一時的に庭によけて道路を通れるようにするということはできるかもしれないし、それもできなければ融雪道路を考えたらいいかもしれない。例えば坂井輪中学校から越後線の線路のあたりまでは私道なので、中学校が冬の体育の時間にやると、確かにいろいろご意見はあると思いますけれど、いろいろな方法で知恵を使って考えて、発展させていくということが必要で、市の職員も、私道は市のものじゃありませんので、一切関与しませんと言いますが、困っている人がいたら、何とかするというのが市の職員の役割であり、我々の役割でもあるのですから、ぜひそういうことは少し分を超えてでも、雪は春になれば消えるんだから、除雪しない方がコンクリを削らなくてもいいんだと、そのように思っても構わないけれど、もっとそういうところに知恵を出し合ってやっていくことが大事なのではないかと思うことが一つ。

その点で一つ細かいことで、ここに書いてありましたけれど、第1部会で通学路の白線が消えていて子どもが危ないと言っているのに、いや、予算がないからといって断られる。子どもの交通が危ないのに、予算がないということではないだろうと私は思う。どこの予算を削ってでも、1年生、2年生の安全を作らなかつたらだめで、私が思うにおそらく順番がありますから、お宅に行くまでにはまだ時間があって、そこに一度にいけないということなのか、あるいは危ないと思っていないのか。区役所がね。私は場所が分からなかったものだから、区役所に聞いたら、建設課がどこのことか分かりませんというのです。文書で申し出ていないから、聞いた人は何かあるかもしれないけれど、建設課全体では危ない所があるとは思っていないという感じ。

それからもう一つ、もっと細かい問題を言うと、そのやり取りの中で、側溝に草がかかって危ないのでブロックをいれてくれと。それは水があふれたら危ないからしないという方針ですね。水があふれたときはどかすという、そんなのはよくある、農村の環境ではあるのだけれど、蓋ができないのであれば、現場を見て、草を刈り取って、側溝に落ちないように対策をしなければだめだと、私は思うのです。それを市がやるか、自治会がやるか

ということはあるけれど、蓋はできませんということで終わっていて、問題は何も解決しないということがあって、ここは一つ一つ、少し一歩出て問題解決をするということが大事ではないかということが一つであります。

もう一つ、自治協の委員、我々は地域代表ではあるけれど、区全体のことを議論しているので、例えば、除雪は、うちはあんまり関係ないとある方が言っていました、私そうは思わない。その方がおっしゃっていたことが、私たちには関係ないということでも、子どもの通学が危ないといったら、区を挙げて解決するべきだと思うのです。そういう意味で言うと、全体のことを考えて、一つ一つ細かいことも進んでいくようにした方がいいのではないかということが一つ。

4つ目が、さっき会長が言ったカレンダーのことです。私は少しびっくりしたのは、カレンダーを作るというのは去年の11月から決めているのだけれど、写真は何も準備していない。そうすると1月、2月の写真というのはないわけだし、10月ごろ出すとなれば、11月、12月は写真を撮れないわけだし、どうするのかなど。企業に任せる格好なのだけれど、大丈夫かと心配なのと、イラストという案があって、何のためにカレンダーを作るかといったら、西区の観光地や物産を知ってもらおうということだから、イラストというのはいかがでしょうか、少し私は疑問だった。

もう一つ、区のイベントで配ると言っているのです。イベントは西区の人が来るわけだから、西区の人に西区のカレンダーを作ってどうするのだろうか。できればネスパス、東京にある新潟市のアンテナ・ショップ、そこで買った人にあげるとか、あるいは西区の皆さんが、親戚や知人など県外の人や区外の人にそれを送って住所を登録してもらえば、今度はいろいろな案内なり、観光案内ができるわけですから、そのようなことで外の人を引き付けるためにカレンダーを作るわけであれば、そうした方がいいのではないかと、少し考えておりました。以上です。

(岩脇会長)

ありがとうございました。私前期までは第1部会で、今除雪の話が出てきましたが、西区は、ほかの区に対しての除雪の比率は、確かに言われたとおり57パーセント、低いです。けど前はそれ以下だったのが、ボランティア除雪とかいろいろな西区独自の除雪体制を設けて対応しておられました。あと、通学路のことについて、これはやはり先ほど坂井委員が言ったとおり、やはり文書でやらないと行政というのはどうしても縦割り型であり

ますので、横との情報交換が非常に手薄じゃないかと思います。相当誤解があるのではないかと考えておりますが、行政側も、絶対そういうことは言わないとは信じているのですけれどね。多くの職員の中に、やはり1人～2人いることは私も存じておりますが、これから皆さん、文書か何かで、ちゃんと責任ある方々に言っていただければ、ある程度解決するのではないかと思います。

最後にカレンダーなのですが、今坂井委員が言われたとおり、ごもっともでございます。それで今、新大の先生とイラスト等について、担当の方が、検討中だと報告を受けております。それから、いろいろな計画については、これは各部会で検討することとしてよろしいですね。そうしないとべらぼうな資料になりますから、ほかの部会の人たちがもらっても、これは私に関係ないということになりますので、そこは一つ事務局で検討できますでしょうか。

(坂井委員)

もっといいものがあれば、事務局から出してもらえれば。

(事務局：高田地域課長)

今坂井委員からご意見のございました資料等でございますけれど、部会の中で必要となればご準備いたしますし、西区で作成のものはすぐに準備できますので、よろしく願いいたします。

(岩協会長)

そういうことでございます。ありがとうございます。ほかに何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。なければプロジェクトチームの報告です。プロジェクトチーム1から報告をお願いいたします。

(大谷一男プロジェクトチーム1部会長)

プロジェクトチーム1、大谷でございます。6月10日午後3時30分から、区役所303会議室で第2回の会議を行いました。出席委員は会議概要に記載のとおりでございます。会議の次第については、広報紙作成方針・スケジュールについて、それから第15号の企画について、次に次回開催日程、この3つでした。最初に事務局から広報紙「西区を豊か

に」の発行ポイントについて、発行目的、編集方針、読んでもらえる企画について、それから編集委員・事務局・印刷会社との連携プレーといった項目ごとの詳細な説明がありました。また自治協委員及び読者からの意見・感想を求めることの重要性等についても説明がありました。このことについては、多くの委員から率直な意見、感想を求め、そして新しい紙面作りに反映するという趣旨でございますので、本日第14号を皆様方のお手元に届けてありますので、その中に意見等の調査票を入れておきました。ぜひ地域の反応、委員の皆様方の意見等を含めて、お聞かせいただきたいと思います。

さらに広報紙作成の年間スケジュールと10月1日の発行を想定して、掲載内容の決定から発行までの広報紙作成の流れについての説明を受けまして、様々な意見交換を行いました。引き続き、10月1日発行の広報紙第15号の掲載内容の検討と、紙面担当者を決定いたしました。8月の原稿締切日を目指して、それぞれ原稿作成に取りかかることになります。掲載内容、各紙面の担当者につきましては、会議概要記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。いずれも自治協提案事業が目前に迫ってきておりますので、そうした内容を中心にして紙面を構成したいと考えております。今回は掲載内容の再確認と原稿の進捗状況を確認するため、7月8日午後3時30分に部会を開催することを決定いたしました。以上でございます。

(岩協会長)

ありがとうございました。只今の報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(大谷勇委員)

第14号を見ておるのですが、2ページ目に「5つの部会プロジェクトチーム 第5期スタート」と銘打っています。その中でプロジェクトチームあるいは部会の、4期からの課題というものが載っているのですが、中には第5期についての重点項目といたしますか、そういうものが決まらないという部会も先ほど報告があったようでありますけれど、少なくとも、5つの部会、プロジェクトチームスタートと銘打っている以上は、継続的な部分だけではなくて、新たに取り組む重点的なものについても載せるべきではなかったのか。ただ原稿締め切りの関係もありますので、なかなかそううまくいかない部分もあるのではないかと思いますけれど、そのあたりを少しお聞かせ願いたいと思っております。

(岩協会長)

はい。大谷部会長。

(大谷一男委員)

ご指摘のとおりでございますけれど、この組織が5月にようやく固まって、それから6月に初会合ということですから、当然これは7月1日の発行までに時間的に少し無理がありますので、こうなったのはやむを得ないとして、今後の大きな課題等については、今後の紙面発行の中で十分活かしていきたいと考えています。しかし、すべてを網羅して、タイミングよくその発行日に合わせられるかどうか、これもまた難しい問題がありますので、皆さんと相談しながら、より効果的な広報活動をしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(岩協会長)

今回立ち上がり、委員の改選もあったので遅かったと。こういう事情がございましたということで、一つご了承願いたいと思います。少し私からの提案でございますけれど、大谷部会長、せっかくの広報紙でございますので、来年度のカレンダーについても取り入れた方が区民に対してサービスになるのではないかと思いますので、一つ検討していただければありがたいと思います。

(大谷一男委員)

その件も多少は話題になったように思いますけれど、まだカレンダーの構想そのものがしっかりと固まっていない中で、広報がどういうアナウンスをしていいのかという難しい問題がありまして、事前に広報できるのか、結果的に事後になってしまうのか、そのタイミングが、広報の取組がもっと早い段階であれば何らかのアクションを起こせるのではないかと考えていますが、微妙なタイミングだと思います。

(岩協会長)

ありがとうございました。また継続して来年度も発行するという事になれば、今からそういうことを目標の一つお願いいたしたいと思います。今マイクを渡してくれた職員の方は広報係でカメラマンでございますので、協力いただければありがたいと思います。質

間、ご意見、以上でございますので、続いてプロジェクトチーム2からお願いいたします。

(永吉プロジェクトチーム2部会長)

プロジェクトチーム2から報告をさせていただきます。開催日時は、6月12日10時から12時まで、第2回の会合をさせていただきました。構成委員についてはそこに書いてあるとおりです。今回の主な議事の内容としましては、第2回アートフェスティバルの事業評価について、資料に基づいて反省、検証をさせていただきました。主な内容としましては、観客や出演者の鑑賞マナーが悪かったということで、その対策を講じる必要があるであろうということで、意見の一致を見ることができました。次の項目として、今期の第3回西区アートフェスティバルについては、昨年の議案をもとに事務局から説明がありまして、概ねそれを承認する形で今年も運営すると議決させていただきました。主な特色としましては、各団体の積極的な参加を支援できるように、委員の推薦による方法を追加しました。これまで文言として規定されていなかったものですので、そこを明確化したというところであります。

あと前期の課題として挙げられておりましたPRポスターの制作やアート作品、純粋な平面絵画などの展示について検討すべきではないかというご意見があったのですが、今回は新規メンバーが多いため、状況の把握が難しいであろうということで、次回開催、第4回に向けて、そのようなことを視野に入れた検討をすべきということで、意見の一致を見ることができました。

そのほかには、今後のスケジュールや出演団体の選出方法などを確認させていただきまして、各学校による紹介及び公民館推薦として各公民館の2団体推薦をいただくというような形で取り決めさせていただいております。

それ以外にも委員から出された意見として、いわゆるカテゴリーの分け方と人の流入が、少し問題があるのではないかということで、もう少し細かく4つのカテゴリーで提示することで演奏を聴く人等のマナー向上にもなるのではないかということと、あとは公民館推薦という形は大前提ではあるのですが、そこには書いてございませんが、もっと少人数で、いわゆる活動の場所がないような団体を吸い上げていくという方法も必要ではないかというご意見をいただきました。そのほかメディアでもこのような広報活動の重要性と、プロの団体の出演も今後は企画をしていくという形で、西区に在住している、活躍されている方々の教室も、アートフェスティバルとしては有効に活用できるのではないかという

意見がありました。

次の第3回の会議に関しましては、7月10日に会議を開く予定でありまして、そこで出演団体の決定及び業者委託・仕様書などの決定などをさせていただきたいと思います。以上です。

(岩協会長)

ありがとうございました。この開催日はもう決まっておりますよね。いつでしたかね。

(永吉委員)

10月25日になります。

(岩協会長)

ありがとうございました。第3回になりますけど、非常に皆さん方喜ばれておりますので、自治協委員も都合のつく方は一つ協力していただければありがたいと思います。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。坂井さん。

(坂井委員)

すみません。私アートフェスティバルに行きたいのですが、ちょうどその日、私の町内会の恒例清掃があって、私も責任者なものだから、いや、行きたいなと思って、今考えておりました。手を挙げたのはそうでなくて、さっき部会長の塩川さんが、報告したことなのだけれど、新潟市のバイオマス産業都市計画というのがあるので、部会で区役所の方が、条例があるので燃やせないと言ったものだから、知らないのかと思ったので。自然資源をどうするかということについていろいろ計画があるので、ぜひそれをあげながら議論したいと思っておりました。

(岩協会長)

また参考にさせていただきたいと思います。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。なければ次にすすみます。

< 2 議事（3）平成 28 年度特色ある区づくり事業について >

（岩協会長）

議事の 3 でございます。平成 28 年度特色ある区づくり事業について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：堀企画係長）

それでは「平成 28 年度西区特色ある区づくり事業」についてご説明いたします。お配りしてございます資料 2 をご覧ください。特色ある区づくり事業は、分権型政令市の理念のもと、市民力、地域力を活かしたまちづくりを進めるため、区の特色と区民の声を反映した事業を展開しようとするものです。区自治協議会のご意見を取り入れながら区役所が企画実施する区役所企画事業と、自治協議会が自ら企画運営する自治協議会提案事業の 2 つを特色ある区づくり事業として予算編成を行います。この度の意見聴取は、区自治協議会条例の規定に基づき、区役所企画事業、自治協議会提案事業の内容について、自治協議会としてのご意見を取りまとめていただきたいというものでございます。

はじめに、区役所企画事業と自治協議会提案事業の枠組みについてご説明いたします。資料をおめくりいただきまして、2 枚目をご覧ください。まず表の左側の列、「区役所企画事業」についてです。内容といたしまして、施設整備などのハード事業ではなく、ソフト事業に限られるもので、記載のとおり区独自の課題解決に向けた取組から区民との協働を目指した取組までのいずれかに該当する事業となります。限度額及び期間については、現在全体の制度の中で検討中となりますが、今年度でいえば限度額が 2,700 万円。期間は原則 3 年以内となっております。

続いて表の右側、「区自治協議会提案事業」でございます。内容は地域課題の解決に必要な事業や既存の取組との連携を図る事業を対象としており、こちらもソフト事業を想定するものでございます。なお、限度額、期間については記載のとおりで、28 年度の規定は現在検討中となります。

その下の「自治協議会の関与」という欄についてです。区役所、企画事業と区自治協議会提案事業の大きな違いといたしまして、区役所企画事業は区役所が企画立案するにあたり、自治協のご意見を反映させるというのですが、区自治協議会提案事業は企画段階、実施段階など、各過程において自治協から主体的に行っていただくものでございます。その下、参考欄に今年度実施状況を記載してございます。自治協提案事業としては、現在各

部会で取組が開始されました地域課題に関する各種講演会、西区特産物・観光地カレンダー発行、西区アートフェスティバルの開催などです。詳細は資料進みまして5枚目のA4横の資料としてまとめてございます。

一方、区役所企画事業はA3横長の資料として添付させていただいております。こちらは、15項目と数も多くございますので、この場でのご説明を省略させていただき、来月開催する各部会において、それぞれの事業概要を改めてご説明させていただきたいと存じます。

続いて、全体の進め方についてです。資料2枚目、2面の特色ある区づくり予算の流れ、フロー図をご覧ください。まず区役所と自治協議会が、それぞれ主体となって原案を作成し、来年度予算となりますので、中段の12月中旬にはその案を確定していただきます。その後、市は上限額の範囲内で必要額の予算措置を行い、事業実施や評価については、区役所と自治協それぞれが主体となって行うという流れになります。

進みまして、資料の3枚目をご覧ください。具体的なスケジュール見込みでございます。表があります資料でございます。表頭をご覧ください。左側の列に時期、そして順に西区自治協議会第1から第3部会、プロジェクトチーム、事務局、区役所、そして運営会議と列記してございまして、それぞれのところでいつ何をするのかといった概略を整理させていただいたものでございます。西区自治協議会とは本会のことを示しておりますので、6月の自治協議会のところが本日のこの場となります。まずは委員各位より7月中旬を期限として区役所企画事業、自治協提案事業ともにアイデアを事務局あて、お聞かせいただきたいと存じます。これに際しまして、先ほどご説明いたしました7月の各部会において、本年度の事業について各課よりご説明させていただきます。

皆様からご提出いただきました提案を、表中右に見ていただきまして、事務局にて取りまとめ、7月中旬の運営会議において内容を確認し、区役所企画事業として見るか、自治協提案事業として見るかの、区分の振り分けを行います。それを整理いたしまして、一番左側の列、西区自治協議会にお戻りいただきまして、7月下旬の自治協議会においてお示しし、提案いただいた委員から提案内容について補足説明をしていただきたいと思います。その後区役所企画事業については、区役所で事務局案を作成し、同時に各部会において自治協提案事業の検討を進めていただくこととなります。

まず「区役所企画事業」についてご説明いたします。意見反映型の区役所企画事業は、自治協議会のご意見をいただいたのちに、区役所が最終的に事業として組み立てる時間が必要であることから、先に意見集約を行っていただきます。具体的には9月下旬の自治協

議会で、各委員のご意見、アイデアを踏まえた事務局案をお示しいたします。それを右下の矢印方向に進みまして、10月に開かれる各部会で分野ごとにご審議いただき、その結果を左向きの矢印方向、10月に開かれる自治協議会の場で、全員で改めて審議して意見を集約していただくという流れになります

続きましてもう一方、「自治協議会提案事業」についてご説明いたします。7月の自治協本会で取りまとめたアイデア等を10月までの各部会で分野ごとにご審議いただきます。部会10月の点線、枠囲みをご覧ください。右方向矢印に進みまして、10月、11月までの運営会議で事業案を取りまとめ、決定いただいて、それを左向きの矢印方向に戻りまして、11月下旬の自治協議会には方針決定していただくという流れになります。来年度に向けた市予算編成という全体スケジュールの中で、皆様にはタイト、集中的なスケジュールでのご審議をお願いし、恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に具体的な作業等についてご説明いたします。資料をお進みいただきまして6枚目、A4縦の「特色ある区づくり事業へのご意見・アイデア等について」でございます。こちらがスケジュールでご説明いたしました委員各位からご意見・アイデア等をいただく用紙となります。提出期限は7月17日金曜日となります。来年度こういう事業をしたらよいのではないかと。あるいは既存事業のこの部分をこう変えたら、もっと効果があるのではないかと。また継続・廃止を含めまして、自由なご意見・アイデアをお寄せいただきたいと存じます。用紙は区企画事業用と自治協議会提案事業用の2種類がございます。区企画事業用については区担当課において、記載内容が事業に対するご意見なのか、新たな事業のアイデアなのかを的確に把握し、それに対し回答を行うため、用紙のお名前下の欄の、該当するものに丸を付けていただきたいと思います。もう一方の自治協提案事業につきましては、委員の皆様で検討いただくものでございますのでご意見・アイデア等を自由にご記載いただければと思います。

なお、今ほど申し上げた事項、区企画事業か自治協提案事業か、アイデアか意見であるかを含んでいただければ、様式は任意のものでも結構でございます。資料の説明は以上でございます。繰り返しとなりますが、先ほどご説明したスケジュールにより、区役所企画事業については10月本会での意見集約、区自治協提案事業については、11月本会までの決定を目指し、まずは委員の皆様からご意見やアイデア等を7月17日金曜日までにご提出いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に事務的なご連絡となりますが、この特色ある区づくり予算の意見聴取は、条例の

規定に基づき、市長が行なうこととなりますので、この審議のためにご出席いただく部会については、費用弁償の年度上限には含めず支給させていただきます。以上で説明を終わります。

(岩協会長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

私から一つ確認でございますけれど、広報紙は、27年度は自治協提案事業とは別の予算ですけれど、28年度もそういう理解でよろしいのでしょうか。後で検討して返答してください。

(事務局：高田地域課長)

今のご質問ですけれど、まだ全体の中で連絡が来ておりませんので、お答えは今の時点ではできかねます。

(岩協会長)

分かりました。大谷部会長、そういうことでございますので、ご理解しておいてください。何か意見等ございますでしょうか。

なければ、続いて報告事項に入りたいと思います。

< 3 報告事項（1）地域包括ケアシステムの構築に向けて >

(岩協会長)

報告事項（1）地域包括ケアシステムの構築について、でございます。地域包括ケア推進課が今日お見えになっておりますので、ご説明をお願いいたします。

(担当課：佐久間地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課、佐久間と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本日は地域包括ケアシステムの構築に向けてということで、平成27年4月に法改正が行われました。大きな柱の一つであります新しい総合事業への移行は、新潟市の場合、2年

間の猶予期間を活用することといたしまして、平成 29 年度からの開始となっております。その準備を進めていくために今回皆様にご説明をさせていただき、より今回の制度改正についてのご理解を深めていただく機会といたしまして、8月に研修会を予定いたしましたので、そのご案内をさせていただきたいと思っております。

まず地域包括ケアシステムについて、お配りいたしました A3 の資料でご説明したいと思います。A3 両面のカラーの資料になります。まず左上の「地域包括ケアシステムの構築に向けて」とある部分、その図をご覧いただきたいと思っております。地域包括ケアシステムは、こちらにも記載しておりますが、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるように支える仕組みのことを示しております。システムという言葉が付いておりますので、高齢者の方々の心身の状況に応じた、何かサービスの体系めいたようなものが決められているのではないかというイメージを持たれることも多いのですが、そういうものではなく、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう、社会の構成員として支え合うという社会政策の理念を指しているものでございます。

今回の介護保険制度の改正では、この地域包括ケアシステムを大きな柱の一つとしております。後ほどご説明をいたしますが、2025 年を一つの目標と掲げまして、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を進めていくというところでございます。

また地域包括ケアシステムという言葉が地域での住民主体の取組を推進していこうという意味合いで使われる場合もあります。それは今回の介護保険制度の改正の大きなところでございます。この図の下に、生活支援・介護予防といった文がございます。これを住民主体の取組で拡充していこうという施策を、介護保険制度の中に取り入れたということが関連しているかと思われまます。図をご覧いただきますように、地域包括ケアシステムは、医療や介護といった、介護度が中重度の方々に対する体制整備、これをまず基盤といたしまして、そこに介護予防、生活支援といった部分を住民の皆様方の取組で推進していただきたいという部分が根幹となっております。

左下の図をご覧ください。今回なぜそのような地域包括ケアシステムといった概念が取り込まれたかということの説明になります。今後の社会情勢を考える上で、3つの大きな課題が挙げられております。一つが高齢者人口の増大。また人口が増えるだけではなく、その構成を見ますと、団塊の世代の方々が先ほど申し上げました平成 37 年、2025 年には、すべて後期高齢者、75 歳以上になられるということです。後期高齢者になりますと、どうしても医療や介護のリスクが高まるといった面が出てまいります。

また世帯構成の変化といったものも挙げられております。高齢者の単身世帯、高齢者ご夫婦のみの世帯が増えてくるということになります。こういった世帯構成の変化がどういったことを引き起こすかといいますと、これまでは同居家族の方々の手助けによって解決できていたちょっとした困りごと、電球の取り替えですとか、ごみ出し、またお薬の管理ですとか、そういったものが困ってくる。先ほど申しあげましたように、医療、介護そのもののニーズが非常に増大してまいりますので、その部分までやはり公的サービスでカバーしていくのは非常に難しい状況になってくるということがございます。

また3番目にございます認知症高齢者増加。こちらもいわゆる医療や介護のニーズにつながっていくということになります。今までのように施設や病院といったところのケアでは、なかなか賅いきれるものではない。また認知症といったものが特別な病気ではなく、どなたでもかかる可能性がある病気ということで、高齢者の方ご本人、またご家族の方を含め、地域全体で支えていく仕組みづくりにこれから着手していかなければならないという状況にあるということになっております。

また医療・介護ニーズの増大の下の枠を見ていただきたいのですが、そういった部分につきましては、やはり在宅医療、介護の連携ということで、こちらは行政の責任でしっかりと進めていきたいと考えております。具体的に申しますと、そこに記載しております、在宅医療・介護連携支援センターの整備を昨年度のモデル事業から引き続き進めてまいります。在宅復帰、退院からの支援、入院から在宅生活への支援といった部分をきちんとできるような体制を進めていきたいと考えております。また在宅での医療の受診におきましても、訪問診療を行っていただく先生方のネットワークの活動支援などを通じて広げたいと思っております。

また右側を見ていただきますと、先ほどから申し上げております生活支援・介護予防、ここの部分に住民の皆様方の取組を広げていっていただけないだろうかということが大きな柱になっております。こちらは行政で強制的にお願いをするというものではございません。住民主体の取組、介護予防教室をしていただいたり、地域の茶の間を開設していただいたり、そういった活動を通じて、参加していただく方々、ご本人の介護予防や生きがいづくりにつながっているという好事例が見られているところから、こういったものが今回介護保険事業の制度の中に取り込まれたということになっております。

一番下の段を見ていただきますと、中期的な目標といたしましては、先ほどから申し上げております2025年、平成37年です。地域包括ケアシステムにつきましては、当面は介

護保険制度改正の対応の中で進めていくことにしておりますが、新潟市役所といたしましても、横断的に組織をまたぐような推進本部を立ち上げ、例えば住まいのことであれば建築部などと連携を取りながら、行政の責任を果たしていきたいと考えております。

また皆様方もお聞きになっているかと思いますが、要支援者のサービスの一部が市町村事業に移行ということになっております。具体的に申し上げますと、介護度要支援1・2の方のサービスのうち、デイサービスとホームヘルパーの派遣が市町村事業に移行となります。こちらをすべて住民の方々にお任せするという仕組みではございません。中にはやはり認知症ですとか、お一人暮らしの方ですとか、そういったことで従来どおりのサービスを受けるということが必要な方もいらっしゃいますので、そういった方々の対応につきましても、円滑に移行ができるように制度を見直していきたいと思っております。目標は2025年ということであと10年になりますが、あっという間にまたその時期を迎えるということがありますので、私どももスピード感を持って進めていきたいと思っております。

先般、こちらの西区自治協様にお伺いしたとき、地縁の組織、ご近所の方々にはどういったものを担っていただきたいと考えているのか、という質問を受けております。それをまた、ざっくりとしたもので大変恐縮なのですけれど、示しておりますのが、右上の表になります。横に団体、縦にいろいろなサービスの種類が書いてありますが、その丸が付いている部分をご近所の方々にやっていただくことが、非常に効果的であり、効率的であると考えられているところでございます。具体的には見守り、交流サロン、居場所づくり、それからちょっとした生活支援ということで、ごみ出しですとか、買い物支援につきまして、住民主体の取組を広げていければと考えております。

その一つの取組としましてご紹介させていただいておりますのが、右下にあります「実家の茶の間・紫竹」の取組になっております。こちらは昨年10月に東区の紫竹で開設いたしました。週2回、定期的な常設の茶の間を開催いたしまして、そこで利用者の方々も担い手となって運営に参加していただく仕組みづくりを体感いただけるような取組を進めております。またこちらには地域の学校や、保育園・幼稚園との交流ですとか、保健師に定期的に訪問していただくとか、多機能的な部分も少し付け加えております。こういった取組をまた進めていきたいと考えております。

国ではこういった取組を推進していくための体制整備につきまして、この度介護保険事業の中で制度化しております。住民の方々の取組を進めるにあたっては、どうやって、誰が進めていったらいいのか、どことつながって進めていったらいいのかといったことがあ

るかと思えます。協議体と生活支援コーディネーターの配置をご覧ください。

生活支援コーディネーター、また、その活動を補完していただくような役割を協議体と申しておりますが、そういったものを設置して、活動を支援していきます。

左下の協議体の構成団体のイメージというところに、地縁団体・区社協・生協・農協など、いろいろな団体がございます。住民主体の取組のサービス当事者と、活動の当事者となっていただけるような団体の方々にお集まりいただき、目指す地域像、足りないサービスとは何か、それはどうやって創出していったらいいのか、また生活支援コーディネーターという、実際に協議体での議論を受けて地域で動いていただく方を選出いただきます。

これにつきましては、国が事業費を確保しているところでございます。

上の図をご覧くださいなのですが、国におきましては、この協議体と生活支援コーディネーターの構成を3層構造で考えております。第1層が市町村。政令市ですと各区ということになります。第2層が、地域包括支援センターが配置されております日常生活圏域。そして第3層が個々のサービス事業体という形になります。今回この第1層と第2層の部分につきましては、国が制度化をし、そのための財源を確保しておりますので、新潟市におきましてもこれを活用して、協議体とコーディネーターの配置を進めていきたいと思っております。協議体の立ち上げにつきましては、一足飛びに協議体立ち上げということではなく、今回の制度改正また協議体、コーディネーター、たぶん私の拙い説明ではご理解していただくのは難しいと思っておりますので、そういったものについての勉強会、研修会を重ねていく中で協議体の立ち上げに時間をかけて、時間をかけてといっても期限が定まっておりますので、そういったところのご理解を深めていただくことをしっかりとやりながら進めていきたいと思っております。

つきましては、今日追加資料としてお配りいたしました、第一弾といたしまして、研修会を企画しております。今年の8月18日、会場は朱鷺メッセになります。こちら2部構成になっておりまして、第1部はさわやか福祉財団の堀田力会長の講演、第2部が実際の研修会という形になっております。さわやか福祉財団につきましては、今回こういった住民主体の取組を介護保険制度改正の中に取り入れるという提言をした団体の立ち上げをされて、その提言が取り入れられる形で、介護保険制度が改正になっております。ですので、まずは、地域包括ケアシステムという理念をご講演していただき、皆様にお聞きいただきたいと思っております。自治協の皆様方におかれましては、本日参加申込書もお配りさせていただいております。こちらをお聞きになりたいという方がいらっしゃれば、他に

お誘いいただいても大丈夫ですので、ぜひとも多くの方々からご参加いただきたいと思っております。またほかに一般申込みも今後予定しておりますので、ぜひともご参加いただきたいと思っております。

2部構成の第2部は、コミ協の皆様方からもご参加をいただきたいと思っておりますので、後ほど各コミ協の会長様宛てに、別途ご案内を郵送させていただきたいと思っております。こちらは研修会になりますので、長時間になるのですが、実際に協議体がどういうことをするのかというはじめの部分になります。ワークショップなども行い、この度の制度改正についての研修会という形で進めさせていただければと思っております。

私どももこの度このような制度になりましたが、しっかりと協議体の運営、コーディネーターの選出といった部分につきまして、一緒にやらせていただける良い機会にしていきたいと思っております。またモデル事業ということで、昨年度手挙げをしていただきまして行っていました、昨年度の事業につきましては、今年度も継続ということでもう一度事業検証を進めていきたいと思っております。また新規の部分については、協議体とコーディネーターといった部分で、足りないサービスのご議論をいただく。その足りないサービスの創出につながるような形での開始を考えております。ですので、まずは協議体とコーディネーターの基盤づくりを先行してやらせていただくかと予定しているところでございます。雑ぱくではございますが、私からの説明は以上となります。

(岩協会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様から質問等ございましたら、お願いいたします。村井委員、お願いいたします。

(村井委員)

青山コミ協の村井と申します。いくつか質問したいと思っております。この資料3の冒頭にあります「地域包括ケアシステムとは」の下、「住み慣れた自宅や地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう支える仕組み」となっておりますけど、これだけだと温かいイメージになりますけれど、その先は亡くなるということだと思っておりますので、亡くなるまでやるシステムがあるのですと、言ってみればそういうことですね。現状、近くの特別養護老人ホームなどの話を聞きますと、現在でも介護度4、介護度5に近い4の人が入れるという状況だそうです。そうするとこれから高齢者がどんどん増えるからこのようなシステ

ムが考えられるのでしょけれど、とても介護度4では入れないのではないかと。介護度5でも選別されて入りづらいという状況を迎えるのではないかと思います。そうすると、この地域包括ケアシステムというのは、相当本腰を入れないと姥捨て山になって、場合によっては放置されるということ为背景にして進むと、私としては理解しています。そのところを聞かせていただければと思います。

あとこの絵のように医療と住まいと介護と生活支援介護予防となっていますけれど、説明のように右側にあるのは生活支援介護予防です。一番何が大事かどうか分かりませんが、医療と、これは訪問医療と思いますけど、また在宅医療と同じように、介護も訪問介護なり、そういうシステムづくりのことだと思いますけれど、市が、これから団塊世代が75歳になる年に向けて作り上げようという話ですけど、年度ごとにどういうふうに進んでいるのかということを出してもらいたい。そしてお互いが、地域でも市だけに任せることなく、自分たちでできる、訪問医療とか訪問介護という取組ができれば、併せてやることによって良きものになるのではないかとというのが2点です。これについてもお聞かせ願いたいと思います。

あと資料の右側にいきまして、図というか表がありますけれど、非営利団体というところで終わっています。状況から言えば、もう一つ右に営利団体というのがあると思います。ここには載っていませんけれど、営利団体といたらお金を出せばみんなやってくれますので、みんな丸ということになりますけれど、近くを見ても有償ボランティアというのはどういう形になるのだと。そして非営利団体というのは現状どうなっているのだと。また作りあげることにはできないのかと。できるのか、できないのかと大変心配しますけれど、それがないとすれば営利団体に行くというわけですから、またお金がなければ我慢するしかないということですので、そういう意味では営利団体という枠を設けて、状況をよく正確にお話願えればいかなと思います。

あと地縁組織という言葉は私初めてこれで見えていますけれど、地縁組織というのは具体的に現状ある組織の中でどういう組織か、具体的に言ってもらわないと。近所というのは分かります。地縁組織というのは、例えば自治会も入るのか、何が入るかという、もう少し具体的に言ってもらいたい。併せて、ちょっとした生活支援ということでごみ出しなんかも具体的に載っていますけれど、今地域の現状で言えば、私もそうですけれど退職して自治会長をやっていますけれど、高齢者が力の限りを出し切って、年齢にまさるエネルギーを出してやっているわけですけど、こういう現状でこの生活支援もかかわるというこ

とはなかなか大変な話であります。去年も私同じ趣旨のことを言ったのですが、例えば市の職員も地域に行けば住民で、住民だって対立的にぶつかるのではなくて、みんな地域に帰れば同じです。そういう意味では市の組織としても動き出したということであれば、すぐとはいいませんが、年数を重ねて、市の職員も、または国家公務員であろうと、県の公務員であろうと、民間の経済団体とか、何といたっても国の法律で決まっただけですので、やはり国で考えなければだめだと思いますので、いろいろな団体があるのですが、そういうところにも申し入れして、地域でお互いが協力できるような要請をさせていただいてほしいです。

最後に、少し長くなって申し訳ないですが、地域コーディネーターというところがあります。これはたぶん生活支援コーディネーターのことを言っているのだと思いますが、これはボランティアなのでしょうか。それとも有償で行う人なのでしょうか。以上です。

(担当課：佐久間地域包括ケア推進課長)

では最初に、介護の重度の方々の対応ということになります。今回第6期の介護保険計画の中で、広域特養から地域密着型の特養と、より小規模の施設整備にシフトさせていただいたような経緯がございます。新潟市、国の試算によりますと、2025年に中重度の方が必要とされるベッド数についてはすでに確保できているという判断のもと、そのようにシフトしたところでございます。本来であれば特養の整備につきましては、いったんは目標値をクリアしているところでございますが、単身世帯であるなど、特養をお待ちの方がいらっしゃるといった状況も踏まえて、地域密着型ミニ特養を位置付けたところでございます。ただそうは言ってもなかなか入れないという方もいらっしゃるの十分承知しておりますので、3年ごとの介護保険事業計画の見直しの中で、そういった部分につきましても検討していきたいと考えているところでございます。今回、地域の自治体は、またそれとは別の部分で取組を進めていただきたいところでございます。

あと年度ごとに示してほしいというお話でございました。今回要支援者に対するサービスの部分、これを私どもで今年度中に組み立てを行う予定にしております。それをある程度、仮基準、仮の状況を示したうえで、今度はプロの事業所の方々にそれで引き受けていただける基準になっているかというあたりを、来年度お聞きした上で本格実施に進めていきたいと思っております。ですので、年度ごとでどれぐらい、どのように進めていくか

というあたりは、それまでの制度設計と併せて、皆様にお示しできる段階でしっかりと示していきたいと考えております。

それから営利団体が示されていないということなのですが、これは紙面の都合で、ここだけ抜き出しをさせていただきましたが、当然に営利団体というものこのマトリックスの中にはございます。営利団体になると、逆にここにはないような、従来のサービスといったことで、ここはバツが付くところが多くなっております。営利団体といいますか、社会福祉法人とか介護サービス事業者の方々には、国基準に則ったサービスを担っていただくという整理になると思っております。

それから地縁組織でございます。地縁組織といいますのは、地区ごとに役割が決まっておられる、民生児童委員、老人クラブの皆様方、それからもちろん自治会ですとか、地域に住んでおられる方である程度つながりを持っておられるような団体を地縁組織としております。ですので、自治会、コミ協の皆様方ですとか、そういった方々を総じて地縁組織という言い方をさせていただいているところでございます。

それから高齢者ばかりではなく、行政や経済団体にも協力要請をということでございます。こういった取組は、一斉に号令をかけるということではなく、協議体の中にそういった方々に入っていて、いろいろな部分でご協力を要請していくタイミングを見計らって、今言われましたご意見につきましても取り組んでまいりたいと思います。

それからコーディネーターですが、先ほども少し申し上げましたが、国では非常に柔軟な制度にしております。ですので、コーディネーターにつきましても、特に資格要件ではなく、地域で今までの取組、住民主体の取組を行ってこられた実績のある方で協議体の方が信頼できる方々を選んでいただくということのみが定められているものでございまして、充て職ではなく、そういった方を協議体の議論の中でご選出いただくということが示されているところでございます。ですので、私どもも、協議体の立ち上げにつきましても、まずこちらで関係されると思われる皆様方にお声がけをさせていただき、お話し合いを進めさせていただいて、議論の中で選出できるようなお手伝いをさせていただこうかと思っております。ボランティアなのかということですが、制度化されて国が事業費を確保しております。こちらは平成29年度まで事業費が確保されている中で、協議体の運営とコーディネーターの活動経費という形で事業費が出ますので、例えばNPOの方が担うということになれば、その運営経費の中にそういった事業費が入るという部分もあると思いますし、ボランティアでも大丈夫です。非常に柔軟性が高いというところで、なかなか行政もつかみ

きれていない部分があって大変申し訳ないのですが、私どもも協議体の運営を進めさせていただく中で、皆様方とご相談をさせていただければと思っております。

(岩協会長)

ありがとうございました。少し私から皆さんを代表してといたしますか、質問があるのですが、この制度は、制度設計はもう完璧なのですか。これで変更することはないのですか。先ほどまだ完全でないという発言もありましたが、介護保険制度の改正とケアシステムについては、何度も皆さん方がおいでになって、説明して、まだ国の方針が定かでないとか、新潟市の体制がそこまでいっていないというご説明を何回も聞いたのですが、今ご説明なさったのは、これで29年度までは行くということで理解してよろしいでしょうか。

(担当課：佐久間地域包括ケア推進課長)

地域包括ケアシステムについては、2025年度までに確立をしていく理念になりますので、それを進めていく中で、国が要支援者のサービスを市町村事業に移行したり、もしくは認知症対策を進めたり、そういった社会的な姿を進めていくために、いろいろな制度設計を今回の改正でしてまいりました。それについては今回もう法改正されておりますので、手段的なものについては確立されております。ただ地域包括ケアシステムというのは、地域ごとに施策を作りながら、2025年度までに構築を目指すというものでございます。申し訳ありません、説明が不十分でございました。

(岩協会長)

分かりました。それでは時間が迫っております。あと二人の質問を受けて、他の方々もいろいろなことを聞きたいと思うのですが、第2部会が担当してございますので、皆さん方聞きたくなりましたら、部会でご説明していただけたと思います。それでは2人だけ、では、長谷川委員、お願いします。

(長谷川委員)

坂井輪コミ協の副会長の長谷川でございます。制度が変わるというお話、今までは今までの制度で、年を取られて体の不自由な方、それぞれおそらくいろいろな介護を受けていると思います。ところが変わる制度について、私ども自治協やコミ協に話してくれても、

これを受けるのは一般市民、個人なのです。これをそこまで到達させる。つまり広く、今あなたが話してくれたことを聞かせるにはどうしたらいいかということを考えてください。私たちはあなた方に説明して、コミ協に説明して、それで終わりだというような、上から言われたから、それをあなた方に言って終わりだ、みたいなことでは困るのです。市民一人ひとりの問題なのです。私どもも実際コミ協で地域のお手伝いをしなければだめだということをやっていますけれど、これを何とか、個人個人が分かるように、受けるのは個人なのですから、何とかPRして、こういういいパンフレットがあるのであれば配布するとか、新聞広告にするとか、その都度、お金がかかる、予算がないではなくて、もっと一目見て、ああそうだな、と言われるものを配布してあげてください。私ども坂井輪コミ協は1万世帯ですが、1万世帯一人ひとり口コミでなんか説明できません。その辺を分かってください。私たちに言ったら終わり、なんてことではいけません。お願いします。

(担当課：佐久間地域包括ケア推進課長)

今言われたこと、まさにそのとおりだと思っております。私どもも今まだ協議体ですとか、生活支援コーディネーター、この姿が漠としてはっきりしない部分もございますので、この辺り、皆様方にご理解いただきやすくなって姿が見えてきた段階に、ご説明の機会を増やしていきたいと思っております。

(岩協会長)

ありがとうございます。そういうことでご理解願いたいと思います。もう一人、ご質問、日野委員どうぞ。

(日野委員)

新潟大学人文学部の日野と申します。本システムの継続性ということについて一点ご質問したいのですが、生活支援や介護予防等、その辺りに関して、ご近所あるいは地縁組織に対して裾野を広げていくというお話があったのですが、若い世代がどんどん減っていくという現状がある中で、先ほどお話にも出ていたとおり、どんどん高齢者の数が増えていく。さらに今支えられている側がお亡くなりになられて、支えている側もだんだん今後支えられる側になっていく。若い人がどんどん減っていくという現状がある中で、このシステムがきちんと続いていくのかなというところを、すごく素朴な疑問だったのですけ

れど、感じまして。実際モデル事業として取り組まれているところはかなりうまくいっている事例だと思います。その上のマトリックスのところですね。ちょっとした生活支援であったり、見守りというところに関して言えば、民生委員であったり、自治会の方々が中心となって班などを組んでやっているというお話を中央区の自治協議会の会議で聞いたのですけれど、その辺りは個人に対して負担が重なっていく。そうなっていくとやはりその方がいなくなったらこのシステムが終わりというものでは、すごく心細いというか、持続性がないと感じたのですけれど、そういう事実があるということをどのようにお考えになっておられるのか、少しご質問させてください。お願いいたします。

(担当課：佐久間地域包括ケア推進課長)

やはり継続性といった部分が必要だと思っております。そのために国で示しました体制整備、協議体というところなのですけれど、これは会議形式、こちらでご指名をした方々にお集まりいただくというのではなく、当事者意識を持っていただいて、またご自身は、今は充足しているけれど、地域のお一人暮らしの高齢者の方々の生活を考えたときに、その方に共感をしていただいた方にご参加いただくものです。どうやっていったらいいかという意識の部分が制度の中に入って来たというのは、初めての試みではないかと思っております。もちろん担い手として期待されておりますのは、高齢者の仲間入りをされたばかりの団塊の世代の方々ということになりますけれど、それだけではなく、地域包括ケアシステムにつきましては、地域の社会資源、住民の方々のお力を合わせて、総動員してつくっていくべきものと理念の中に入っております。できるだけいろいろな方々に関わっていただくような仕組みづくりは、行政が果たすべき役割ですので、進めていきたいと考えているところです。

(岩協会長)

ありがとうございました。まだまだお聞きしたいことがあると思いますが、郷部会長、第2部会が担当でございます。まだまだ聞きたい方、疑問に思っている方がおりますので、地域包括ケア推進課の方と日程調整をいたしまして、意見交換等行っていただければありがたいと思います。また部会長から連絡がいくと思いますけれど、お願いしたいと思いません。

(郷委員)

ぜひこちらをお願いいたします。

(岩協会長)

ありがとうございました。私が一方的に打ち切りまして、誠に申し訳ございません。報告事項の(1)は終了いたします。

< 3 報告事項(2) 水と土の芸術祭 2015 について >

(岩協会長)

議事の(2) 水と土の美術祭 2015 について、担当課からご説明をお願いいたします。

(担当課：高野水と土の文化推進課課長補佐)

水と土の文化推進課の高野と申します。本日は大切なお時間をいただきましてありがとうございます。いよいよ開幕が迫ってまいりました「水と土の芸術祭 2015」につきまして、サッと大きな事業を報告させていただきたいと思います。

それではお手元の資料4、実施計画(案)という冊子の3ページをご覧ください。2ページ、3ページにわたりまして開催ガイドを書いておりますけれど、大きなところといたしまして、3ページの6番、会期でございます。7月18日の土曜日から10月12日の月曜日、この日は祝日でございますけれど、それまでの87日間でございます。その下、7番の会場の構成につきましては、今回の芸術祭の主役は潟でございます。メインフィールドを西区の佐潟など4つの潟に、その潟へいざなう中核施設をベースキャンプと称しまして、中央区の二葉中学校に、また鳥屋野潟に隣接した天寿園といくとびあ食花をサテライトにそれぞれ位置付けております。なお、ベースキャンプになります旧二葉中学校は一般車の駐車できません。古町周辺の駐車場を利用したパークアンドライドなどご来場いただきたいと考えております。詳細はこの冊子の42ページの5番、交通関係・ツアーの項目に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、8番に主要事業の記載がございます。ここに記載の4つの事業が、この芸術祭の4本柱ということでございます。これに食を加えまして、5つの事業について該当ページをご覧くださいながら、ご説明させていただきたいと思います。それでは1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。一つ目の柱でございます。市民プロジェクトに

ついてでございます。市民プロジェクトは市民の皆さんが企画・運営するイベントなどで市民主体、地域主導を前提といたしました本芸術祭の根幹を成す象徴的な事業でございます。今回も100を超える事業が市内各所で同時多発的に展開されます。

5ページ以降にプロジェクトの一覧がございますが、8ページをご覧くださいませうか。西区におけますプロジェクトでございますけれど、8ページの70番から次の9ページの77番まで、8つの事業が西区で展開される市民プロジェクトでございます。詳細は本日市民プロジェクトの詳細リーフレットをお配りしてございますので、後ほどご覧いただければと思います。内容の濃いプロジェクトが実施されるものと期待しております。ぜひ皆様方も足を運んでいただきまして、お楽しみくださればと思います。

続きまして11ページをご覧ください。2本目の柱はこどもプロジェクトでございます。こどもプロジェクトは次代を担う子どもたちにアートに触れる機会を提供いたしまして、個性や創造性、心豊かな人間性をはぐくむことを目的とした事業でございます。ワークショップの種類といたしましては、下段の一覧表に記載のとおり、アートをはじめ、次の12ページになりますけれど、踊り、音楽あるいは食といった多彩なメニューを準備しております。西区関係では講師といたしまして、新潟大学、それから佐潟村の皆様からご協力をいただけることになっております。

また主な実施会場となりますこども創造センターでのワークショップだけではなく、学校への出前授業も実施してまいります。西区におきましては3校で実施を検討しております。まだ最終的な学校名は決まっておりませんが、3校程度で実施をしたいと考えております。これらに加えまして、小中学校においてみずつち給食と題しまして給食を展開するほか、東日本大震災の被災地の子どもたちと新潟市の子どもたちが交流するみずつち合宿を実施いたします。これらにつきましては、こどもプロジェクトの紹介リーフレットをお配りさせていただいてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に13ページをご覧ください。3本目の柱はアートプロジェクトでございます。アート作品の総数は一覧表に記載のとおり、56作家による69作品を展示してまいります。15ページからアート展示にかかる作家・作品の一覧がございます。西区につきましては、少々ページを飛ばしていただきまして、24ページをお開きください。24ページに記載の、上から4つ、佐1、佐2、それからコーヒーの「珈」、珈1と書かれているこの3つが西区において展示される作品でございます。

続きまして28ページをご覧ください。アートプロジェクトにはオブジェ系の展示のほか

に、パフォーマンス部門がごございます。記載のとおり鑑賞型と参加型、この2つのプログラムで構成をしております。こちらの見やすいパンフレットを本日配付いたしましたので、パンフレットの方が分かりやすくなっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上がアートプロジェクトになります。今回はアート作品の鑑賞は原則無料となっておりますので、気軽に何度でも会場にお越しいただき、楽しんでいただきたいと思いますっております。

次に30ページをお開きください。4本目の柱でごございます。シンポジウムです。前回に引き続き、東日本大震災を踏まえ、自然との共生をテーマに開催してまいります。会期中に2回開催いたしますが、1回目の開催に関するチラシを本日配付させていただきました。A4一枚ものでございますけれど、「潟をあらわすということ 潟であらわすということ」という何やら不思議なタイトルが付いてございます。ぜひ皆様お誘いあわせの上、ご参加いただければありがたいと思っております。

続きまして32ページをご覧ください。シンポジウムにおきましては、(3)に記載のとおり「みずつち座談会」と題しまして、参加作家を中心とした参加型の座談会も開催いたします。

続きまして33ページをご覧ください。「食・おもてなし」についてでございます。「食・おもてなし」は主要事業の一つに匹敵する位置付けで行うプロジェクトでございます。芸術祭に訪れていただいたお客さまに、カフェによる新潟の食や地域独自のおもてなしを通じ、満足度を高めていただくとともに、地域固有の魅力を伝え、リピーターを増やしていくというものでございます。西区では(1)カフェのア、「潟るカフェ」というところに記載がございますが、佐潟におきましてキッチンカーを用い、8月29日から9月13日までの土日のみなのでございますけれど、カフェをオープンいたします。また9月12日には「最高の朝ごはんの旅」と題しまして、食の交流イベントを西区で実施いたします。なお、このカフェのイスですとかテーブルのしつらえにつきましては、先ほどご説明いたしましたアートプロジェクトの作品の一つということで、佐潟での期間終了後は、作品が形を変えながら、キッチンカーとともに次の会場に移動をしていくというものでございます。

次に1枚おめくりいただきまして、34ページをご覧ください。地域のおもてなしということで、地域の皆様のご協力を得ながら、芸術祭の来場者をおもてなししていただくという企画でございます。西区におきましては、まず佐潟におきまして佐潟村様、それから佐潟・赤塚歴史ガイドの皆様、佐潟ボランティア解説員様、佐潟と歩む赤塚の会様にご協

力をいただきまして、地場野菜の販売ですとか、赤塚や佐潟の史跡のご案内、あるいは潟船の体験乗船といったものを実施させていただきます。以上、芸術祭の主要事業の内容を、西区に関連する部分を中心にご説明いたしました。

最後にもう一点だけなのですが、来月から芸術祭の公式ガイドブックを1冊 500円で販売してまいります。このガイドブックは芸術祭を楽しむ上で必見ツールとなっております。作家や作品のコンセプトの紹介、地図情報をはじめ、シャトル便やツアーバスの無料乗車、協賛文化施設飲食店での優待機能、そして毎回過去2回の中でも人気がございましたスタンプラリーも付いており、大変お得なガイドブックとなっております。ぜひ1冊お買い求めいただきまして、芸術祭を満喫していただきたいと思っております。なお、スタンプラリーにつきましては、お子様向けに小中学校を通しまして、台紙を無料で配布してまいりたいと思っております。以上で報告を終わります。皆様のご来場を実行委員会一同、心よりお待ちしておりますので、何卒よろしくお願いをいたします。

(岩脇会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様、ご質問等ございますでしょうか。

大谷委員から、地元でのイベント実施、あと佐潟は大々的に西区としても取り上げていただいてありがたいと思っております。ございませんか。はい、坂井さん。

(坂井委員)

質問しても仕方がないのだけれど、42ページのバスの運行について書いてあって、NEXT21から出るのですけれど、NEXTから出て佐潟、上堰潟へ行って鳥屋野潟へ行くというのが4時間ということになっているのだけれど、鳥屋野潟に行くまでが4時間なのか。4時間だと半分ぐらいバスに乗っている時間になってしまうのかとったりしています。どこを走るのか。402号線をずっと走るのか、バイパスをずっと走るのか。せっかく新潟を走るのであれば、まちを見ながら走るといいんだがなと思って、余計なあれですけれど、少し心配になりました。

あとこれは大事な行事だと思うのですが、水と土の芸術祭という名前ではなくて水の芸術祭ではどうか。「水」と「土」を2つ並べるものだから印象が薄くなって、篠田市長はナント市の芸術でまちづくりというか、経済をつくるのが好きでこうしたのだと思うけれど、今経済学の中には文化経済学というのがあって、経済そのものが文化を生み、文化が経済

を發揮する。一番は、京都がよく分かりますよね。西陣でも何でも、もともと日常的に使ったものが千年の歴史の中で文化になって、その文化があるために諸外国からきた者がみんな京都に行くことになる。そういう意味なのだけど、新潟で水と土の芸術祭でそういう歴史性や芸術性を持たせるのは、なかなか無理かなという感じがしています。

(岩脇会長)

貴重な意見でございます。別にお答えしなくてもいいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

他に何かご意見ある方はおられますか。どうぞ。

(高木委員)

すみません。水土のことでちょっと感想なのですけれど、芸術で、水と土に関係するものということなのですけれど、8ページの「しろね大凧ワークショップ」や「角兵衛囃子」というものがあるのですけれど、そういうものを取り上げた趣旨というのが、この大凧というのはどう考えたらいいのかというのがありまして、全体的に少し土と水にかかわるといのが少しよく分からないものもあります。水土は一つずつ見に行くのが大変で、離れているものですので、やはり一つ一つが見ごたえのあるものでないと、お客というか見に来る人たちは満足ができないということもありまして、芸術というのをもう少し掘り進めた方がいいのかなと思います。

それと一作品50万円の助成があるということなのですけれど、それでも足りなくて、実経費を出してほしいというのが要望としてアンケートの中にあつたものですから、やはりその50万円の中でおさめるというか、基本的に芸術というのは無料でも表現したいと思うので、このお金は、どういう割り出し方をされたのか。1回目は100万円だったように思うのですが、そこを少し伺いたいと思います。

(担当課：高野水と土の文化推進課課長補佐)

今のお話は市民プロジェクトということでよろしいですね。いろいろなところに点在させて回りづらかったというのは、第1回目の芸術祭のときにアートプロジェクトで合併した新しい市を知ってもらおうということで、いろいろなところに点在させたものですから、回りづらいというお話がございまして、第2回目にはギュッとある程度圧縮をいたし

まして、港町というところを重点にお伝えしました。今回は潟を前面に押し出そうということで、特に大きな4つの潟を代表といたしまして、メインフィールドという位置付けにしております。そういうアートを展示するものと市民の文化活動を活性化させようということで、それとは別にこの市民プロジェクトというものがございます。市民プロジェクトはもちろん水と土にかかわるものということなのですが、この水と土がアイデンティティとしてある新潟市全域で、その歴史を、地域の歴史を磨いてPRするもの、そういうものを市民の皆様が企画して市民プロジェクトとして実施したいということで、そういう歴史を有するものを採択するという形で選んでおりまして、今の大潟ですとかは、その地域の歴史にまつわるものということで、採択しております。

それから先ほど確かに委員もおっしゃったとおり、第1回目のときには上限が100万円でした。これは第2回のときの芸術祭で全市的に展開するものについては上限を100万円、それから区の中をエリアとして実施するものについて50万円ということで実施いたしました。第2回目のときには全市エリア、区というものの区分けをしないで一律上限100万円といたしました。といいますのは、第1回の芸術祭のときに、市民の皆様の文化活動が活性化していく中で、芸術祭でいろいろなアーティストと仲良くなって、コラボしながら質の高いプロジェクトを実施するところがいっぱい出てきましたので、第2回目は上限100万円にさせていただきました。

その中で今回も全部上限100万円といいますと、皆様がいきなり100万円と額が上がってきますので、今回上限は一応50万円、ただし他区の作家とコラボしてプロジェクトをやるものについては、上限50万円以上でも相談に応じますという形で募集をさせていただきました。

(岩脇会長)

よろしいでしょうか。あとご意見、ご質問ございませんね。ではありがとうございます。

< 4 その他 >

(岩脇会長)

その他の項に入りたいと思います。まず私から皆さんにお聞きしたいことがございます。先ほどはどうもすみませんでした。私から皆さんにお聞きしたい案件というのは、4月の

本会で教育総務課から報告していただいた区教育ミーティングについてでございます。こちらの開催日程について、教育委員会事務局から、1回目は7月から9月の間のいずれか、そして本会開催の前ということでございました。2回目は10月から1月に行いたいという打診がありました。これらについて運営会議で検討した結果、例年本会の議題が少ない9月と11月に開催してはどうかということになり、教育委員の日程を確認したところ、どちらも大丈夫ですとの回答をいただいております。従いまして、教育ミーティングは9月と11月の本会の前に開催させていただきたいと思いますが、皆様方、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なおミーティングのテーマについてでございますが、5月の本会で締切りましたアンケートをもとに教育支援センターで検討するとのことですが、自治協委員との懇談でありますので、その際に教育分野担当の第2部会と調整していただければと思います。第2部会長、郷さん、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それではほかに何かございませんでしょうか。大谷委員。

(大谷勇委員)

最初のころに坂井委員から、道路除雪の延長と申しますか、達成率が五十何パーセントということで、各区に比べてだいぶ低いのではないかとご質問があったわけですが、それに対して会長から話が若干あったわけですが、除雪割合が低いというのは何か理由があるということで前に聞いたことがあるので、それに対する説明をしてもらったらどうなのでしょう。

(岩協会長)

分かりました。

土木総務課から来て説明をいただいたのですけれど、委員の方々相当変わられたので、担当の建設課長、調整をしてもう一度。

(大谷勇委員)

ちょっと待ってください。そんなに難しい話でなくて、要するにこの場で今までの除雪関係の説明をしていただいているわけなので、それを副区長は十分承知されているわけがありますので、一言。そうでないといつまでたっても誤解が解けなくて、西区については、

一番状況が悪いという話がいつまでたっても続くわけでありますので、その理由と伺いますか、そういうことでこうなっているということ、この場で少しお話いただければ結構でありますので、会長、そんなに大げさに考える必要はありません。

(岩協会長)

では建設課長、お願いいたします。

(今井建設課長)

建設課長の今井でございます。新潟市の区ごとの除雪率を比較した場合に、西区が率的には低いという状況ではございますけれど、西区の中での市道延長はかなりの延長率がございます。全市で2番目ですが、市道として認定されている中でも、住宅がない農村地帯、農道部分として市道認定されている部分がございますして、そちらの除雪については特に必要がないと伺いますか、それよりも住宅地を優先しないといけないといったところで率的に見ると、全体の市道延長のうち、除雪している部分が少ないということで、五十数パーセントという実情がございます。以上でございます。

(本多副区長)

すみません。昨年度建設課にいたものですから、今言った内容で大体よろしいのですが、市街化区域における市道部分については、除雪率は90から100%の間ぐらいでございます。また昨年度から全自治会に市道について、除雪をしていただきたいところについては、アンケート、要望をいただいております、それについては除雪機械の関係もございしますが、できる部分についてはかなり延伸させていただいている実情がございます。また加えて、市道の延長はさっき言ったように8区の中で2番目、おそらく除雪延長も2番目に長いというところがございますけれど、農地の中に市道もございまして、除雪はそこまで必要でないというところです。また地元の要望もいただくので、要望があればご相談させていただきたいと考えております。以上です。

(大谷委員)

私はそれで結構です。

(岩協会長)

よろしいですか。

坂井さん。簡潔にお願いいたします。

(坂井委員)

私は別に市を責めているわけではなく、むしろ私が知ったところで、市道だけだと思っただけだけど、狭くて雪の捨て場がないというところがあると伺っていて、それは確かにショベルカーで持って行って人の庭に行くと怒るけれど、隣近所で相談し合って、西区には事業所が13あるのだそうです。もっと増やしてもらわなければ困るけれど、そういうものを、いろいろ知恵を使って、冬、仕事のない人もいるわけだから、農家が少しずつ除雪するか、具体的に除雪の問題は、いろいろ知恵を使わないと前に進まないのではないかというのが、私の発言の趣旨でありますので、低いかどうかということではありません。

(岩協会長)

ありがとうございました。では、最後に村井委員お願いします。

(村井委員)

村井です。地域包括ケアシステムなのですけれど、29年度から要支援1、要支援2の方に対するサービスを行うとなっていますけれど、現在ここにおられる委員の任期が終わるころに29年となるわけですので、今日説明してもらいましたけれど、もう一度ぜひ来ていただいて、国の法律的な趣旨と経過を委員の皆様にお話したいと思います。具体的なものについては第2部会でするわけですが、全体的なことについては新しい委員の方も理解しておいてもらわないと、第2部会の議論があまり先行しすぎて、全体と少し意見の幅が出ると困るものですから、運営会議の中で少し議論をお願いしたいと思います。

(岩協会長)

分かりました。この件について運営会議の中で全体の場でもう一度説明していただくか、また第2部会で議論していただくかということで、検討させて下さい。ありがとうございました。

それでは会議の日程等について、事務局から説明があるそうですのでお願いします。

(事務局：堀企画係長)

恐れ入ります。それでは手短にご説明させていただきます。配付させていただきました資料、次回会議の開催日についてご連絡させていただきます。次回開催日は7月28日火曜日午後3時から、会場は本日と同じくこちらの会場を予定してございます。会議の議題と詳細につきましては、今ほどの運営会議と調整させていただき、また別途皆様へご案内させていただきます。そのほか、本日お配りいたしました資料といたしまして、前回の5月本会でお話させていただきました区ビジョンの第1次実施計画をはじめ、各種チラシを配付させていただいておりますので、後ほどご覧ください。以上でございます。

(岩協会長)

ありがとうございました。あとはありませんか。事務局、よろしいですか。

それでは第3回西区自治協議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。